米原市公式ウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市公式ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)の広告掲載の申請手続および掲載決定に関する取扱いについて、米原市広告掲載要綱(平成18年告示第119号。以下「要綱」という。)および米原市広告掲載ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(広告の規格および掲載位置等)

- 第2条 広告の規格および掲載位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 広告の種類はバナー広告とし、寸法は1枠につき縦44ピクセル、横220ピクセル、容量は10キロバイト以内のGIF形式またはJPEG形式の画像とする。
 - (2) 広告の掲載は、ウェブサイトのトップページの下段とし、それ ぞれの掲載位置は、申込書を受理した順序に従って決定するもの とする。
 - (3) 広告の枠数は、6枠程度とする。

(広告の掲載期間)

- 第3条 広告掲載期間は、毎月1日から月末までの1月単位とし、システム保守等によりウェブサイトを閉鎖している期間も広告の掲載期間に含むものとする。
- 2 広告掲載期間の開始日および終了日が市の閉庁日に当たるときは、 その翌日以降最初の開庁日を開始日および終了日とする。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の募集期日)

第5条 要綱第5条に掲げる広告の募集方法は、米原市広報まいばらお よびウェブサイトにより、随時行うものとする。

(広告の申込み)

- 第6条 申請者は、米原市公式ウェブサイト広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)に掲載しようとする広告案を添えて、希望する掲載月の1か月前までに市長に申し込むものとする。
- 2 広告の申込みは、1人の申請者に対し1月に1枠限りとする。
- 3 広告の申込みは、複数月にわたって申請することができる。

(掲載決定等)

- 第7条 市長は、申請者から広告掲載申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、米原市公式ウェブサイト広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 申請者の数が募集する掲載枠の数を超えたときは、要綱第6条第 1項1号の規定により、掲載広告を決定する。

(広告原稿の作成および提出)

第8条 広告原稿は、市が指定する方法により作成し、市が指定する 期日までに提出するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、申請者と市が別途協議する。

付 則

- この要領は、平成23年3月18日から施行する。 付 即
- この要領は、令和元年5月27日から施行する。 付 則
- この要領は、令和5年1月13日から施行する。